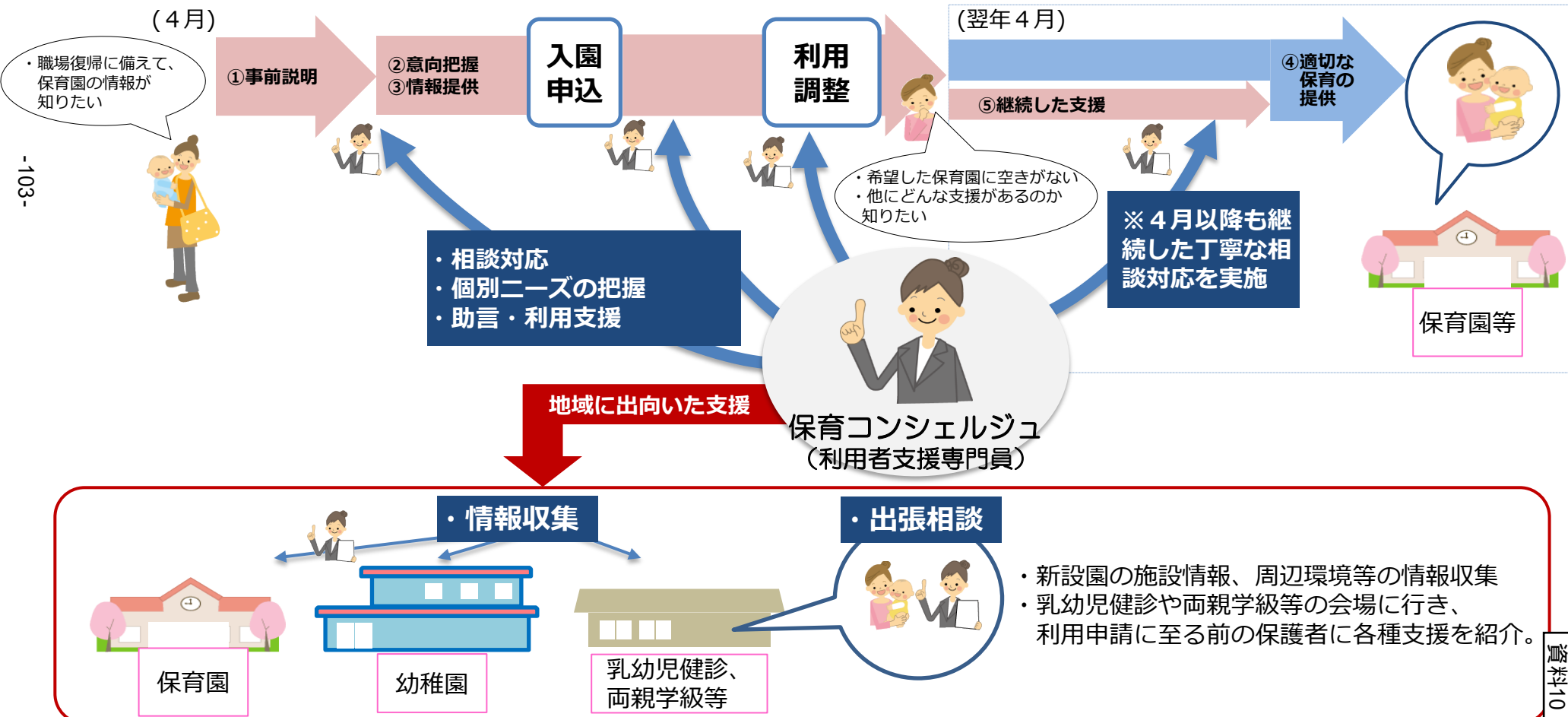


保育コンシェルジュを活用した保護者に「寄り添う支援」の実施

- 利用者支援事業においては、①入園申込時期以前からの事前説明、②面談、電話連絡等による保護者の状況や意向の把握、③利用可能な保育園等の情報の提供、④保護者のニーズに応じた適切な保育の提供、⑤入園に至らなかった場合においても、継続した支援の実施を行うことが重要。
- このような保護者に「寄り添う支援」を実施するため、事業の実施に当たっては、丁寧な相談の実施を維持継続しつつ、開所時間の延長などを実施し、利用者の視点に立った機能強化を推進。
- さらに、一定の場所での実施のみならず、様々な場所へ出張相談を行うことで、様々なニーズに対応することができるよう事業実施の拡充を図る。



保育園等整備交付金

(平成29年度予算) (平成30年度予算案)
564.0億円 → 663.7億円

【趣旨】

市町村が策定する整備計画等に基づき、保育園、認定こども園及び小規模保育事業所に係る施設整備事業及び保育園等の防音壁設置の実施に要する経費に充てるため、市町村に交付金を交付する。

また、子育て安心プランに基づき、意欲のある自治体の取組を強力に支援するため、補助率を嵩上げ(1/2→2/3)して、保育園等の整備を推進する。

【対象事業】

- ・ 保育園緊急整備事業
- ・ 認定こども園整備事業（幼稚園型）
- ・ 小規模保育整備事業
- ・ 保育園防音壁設置事業

【実施主体】 市町村（特別区含む。）

【設置主体】 社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、学校法人等
(公立施設を除く)

【補助割合】 1 / 2 (子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合は2 / 3)

保育対策総合支援事業費補助金

平成29年度予算:394.8億円 → 平成30年度予算案:381.4億円

【事業内容】

- 「子育て安心プラン」に基づき、地方自治体の待機児童解消に向けた取組を支援するため、小規模保育や家庭的保育等の改修による受入児童数の拡大を図る。
- また、総合的な保育人材確保策を講じることにより、保育の受け皿拡大に必要な保育人材の確保を図る。
- その他、障害児の受け入れに必要な改修や認可外保育施設職員に対する衛生・安全対策など、保育対策の基盤整備に必要な事業の推進を図る。

【対象事業】

I 保育士確保対策 98億円（177億円）

- ①保育士・保育園支援センター設置運営事業
- ②認可外保育施設保育士資格取得支援事業【拡充】
- ③保育士資格取得支援事業【拡充】
- ④保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業（厚生労働省分）
- ⑤保育士宿舍借り上げ支援事業
- ⑥保育体制強化事業【拡充】
- ⑦保育士試験による資格取得支援事業【拡充】
- ⑧保育士養成施設に対する就職促進支援事業
- ⑨保育士試験追加実施支援事業
- ⑩保育補助者雇上強化事業【拡充】
- ⑪若手保育士や保育事業者への巡回支援事業
- ⑫保育士等のキャリアアップ構築のための人材交流等支援事業
- ⑬保育園等における業務集約化推進事業
- ⑭保育人材就職支援事業

II 小規模保育等の改修等 223億円（122億円）

- ①賃貸物件の活用による保育園改修費等支援事業
- ②小規模保育改修費等支援事業
- ③幼稚園における長時間預かり保育改修費等支援事業

④認可化移行改修費等支援事業

⑤家庭的保育改修費等支援事業

⑥保育園設置促進事業

⑦都市部における保育園等への賃借料支援事業

III その他事業 61億円（96億円）

①民有地マッチング事業【拡充】

②認可化移行調査費等支援事業

③認可化移行移転費等支援事業

④広域的保育園等利用事業【拡充】

⑤認可外保育施設の衛生・安全対策事業

⑥保育環境改善事業

⑦家庭支援推進保育事業

⑧サテライト型小規模保育事業

⑨保育サービス利用支援事業（予約制）

⑩医療的ケア児保育支援モデル事業

⑪保育園等の事故防止の取組強化事業

⑫保育施設・事業の届出に伴うICT化推進事業

⑬家庭的保育コンソーシアム形成モデル事業【新規】

(保育対策総合支援事業費補助金 381.4億円の内数)

【事業内容】 保育園等における保育士の業務負担を軽減し、保育士の離職防止を図ることを目的として、保育士の補助を行う保育補助者の雇上げに必要な費用を補助する。

【実施主体】 市町村

【補助額】

<現行>

年額221.5万円（短時間勤務1名分）

<平成30年度予算案>

定員121人以上の施設が2名の保育補助者の雇い上げができるよう、補助額を引き上げ（年額443万円）

【保育補助者の要件】

<現行>

子育て支援員研修等の必要な研修を受講した者等

<平成30年度予算案>

保育園等での実習を修了した者を補助対象とできるよう、要件を緩和

【補助率】

国：3/4、地方：1/4（都道府県1/8、市区町村1/8 又は 指定都市・中核市1/4）

【市区町村】



補助

【保育園】



雇上げ



【保育補助者】

保育士の業務負担軽減 ⇒ 離職防止

保育所等において保育士を補助



保育士へのステップアップ

※資格取得支援事業を活用

保育士資格取得



○保育士試験合格

又は

○保育士の養成校を卒業

(夜間・通信制は3年間)

保育士として
引き続き勤務



(保育対策総合支援事業費補助金 381.4億円の内数)

【事業内容】

清掃業務や遊具の消毒、給食の配膳、寝具の用意、片付けといった保育に係る周辺業務を行う者の配置の支援を行い、保育士の業務負担の軽減を図る。

【実施主体】 市町村

【補助単価】 1か所当たり月額9万円

【補助率】 国：1/2、都道府県1/4、市町村1/4

【要求内容】

- ・ 実施主体を全ての市町村に拡大
- ・ 事業の対象に幼保連携型認定こども園を追加

	現行	平成30年度予算案
実施主体	待機児童解消加速化プラン参加市町村	全ての市町村
対象施設	保育園	保育園、幼保連携型認定こども園

【要求内容】

保育士資格の新規取得者の増加を図るため、資格取得支援に関する各事業の対象者の拡大や支給要件の緩和等を実施する。

【養成校ルート】

養成校卒業等による
資格取得の支援

【事業内容】

- ① 保育園等保育士資格取得支援事業
 - ・ 保育園等に勤務する保育従事者が通信制等の養成校を卒業することにより、資格を取得した場合、受講料等の一部を補助する。
- ② 保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業、
幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業
 - ・ 幼稚園教諭が養成校での科目履修により資格を取得した場合、受講料等の一部を補助する。
- ③ 認可外保育施設保育士資格取得支援事業
 - ・ 認可外保育施設で勤務する保育従事者が通信制等の養成校を卒業することにより、資格を取得した場合、受講料等の一部を補助する。

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市

【対象者】 常勤職員 → 非常勤職員を含む全ての職員に対象者を拡大 (H30予算案)

【補助単価】 受講料の1/2 (上限30万円) 等

【補助率】 ①・②の事業 国：1/2 都道府県・指定都市・中核市：1/2
③の事業 国：3/4 都道府県・指定都市・中核市：1/4

【試験ルート】

保育士試験合格による
資格取得の支援

○保育士試験による資格取得支援事業

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市

【支給対象期間】 保育士試験 (筆記試験) から起算して1年前までに要した費用
→ 支給対象期間を拡大し、2年前までに要した費用を補助 (H30予算案)

【補助単価】 保育士試験受験のための学習に要した経費 (教材費等) の1/2 (上限15万円)

【補助率】 国：1/2 都道府県・指定都市・中核市：1/2